

買え買え詐欺

押し買い



新手的

手口はますます巧妙に!!

悪質商法・詐欺が 高齢者を ねらっています!

監修／東京経済大学教授・弁護士 村 千鶴子

高齢者をねらった悪質商法や詐欺の手口は、日々巧妙化しています。

最新の手口を知って、いざというときに「これは危ない!」と気づけるようにしておきましょう。



前橋市消費生活センター

買え買え詐欺



「買え買え詐欺」とは…

まずA社からもうけ話（投資や株、ダイヤモンドや金など）のパンフレットが送付されてきます。数日後、B社を名乗る会社から「パンフレットが届いていないか」と電話がかかってきて「届いた人しか購入できないから、代わりに購入してほしい」「後で高値で買い取る」などと購入を勧められます。

信じて購入した後、A社から株券などが送られてきますが、B社には買い取ってもらえず、しばらくするとA社ともB社とも連絡がつかなくなってしまいます。実はA社とB社は同じ詐欺グループで、高齢者をだますために演技をしているのです。

こんな手口にも要注意！

- 「代わりに購入してくれたら手数料を払う」などと言って購入を促す。
- 「お金がない」と断ると、不動産を担保に借り入れる方法や、貸金業者の利用を勧められる。
- 「名義を貸してほしい。後で謝礼をわたすから」などと言う。

だまされないために！

- もうけ話にはうそが多い。「値が上がる」「高値で買い取る」「手数料やお礼を払う」などとうますぎる話を持ち出されたら、すぐに詐欺を疑いましょう。
- 勧誘の電話を受けたとき、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。安易に応じず、早めにきっぱりと断りましょう。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことが難しくなります。お金を払う前に、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。



送りつけ商法



「送りつけ商法」とは…

突然、「以前お申し込みいただいた商品を今から送ります」などと電話がかかってきて、「申し込んだ覚えはない」と断っても一方的に送られてくるのが「送りつけ商法」です。箱の中には商品と一緒に請求書や現金書留封筒が入っていて、高額を支払いを要求されます。請求を無視したり、「注文していないから支払えない」などと言ったりすると、「忘れてるんじゃないの?」「支払わないなら訴える」などと脅迫めいた口調で支払いを迫ってきます。

こんな手口にも要注意!

- 「健康食品の試供品を使ってみませんか」と電話がかかってきて、「試供品なら無料だ」と思い承諾すると、商品と一緒に請求書が送られてきた。
- 代金引換で宅配便が届き、「家族の誰かが注文したのだろう」と思ってお金を払って受け取ってしまった。しかし家族は全員覚えがないと言い、業者に電話してもつながらない。

だまされないために!

- 購入する意思がなければ、「買いません。もう電話をかけてこないでください」ときっぱりと断る。
- 心当たりのない荷物や、注文していないのに一方的に送りつけられた荷物は、受け取りを拒否する。
- 送りつけられた荷物を受け取ってしまった場合は、そのまま保管し、14日間たてば処分できる。



- 電話で勧誘されて断りきれずに承諾してしまった場合でも、契約を解除できることがある。できるだけ早く近くの消費生活センターなどに相談する。
- 脅しのような電話がかかってきたり、しつこく支払いを要求されたときは、消費生活センターや警察に相談する。



「押し買い」とは…

「お使いになっていない貴金属を高く買い取ります」などと言って買い取り業者が家を訪ねてきて、言葉巧みに高価な貴金属や着物、骨董品などを不当に安い価格で買い取ってしまいます。「査定だけだから」と言って強引に家に上がりこむ業者や、勝手に家の中を物色する業者など、トラブルが後を絶ちません。業者の手に一度渡ってしまった品は、簡単には取り返すことができません、注意が必要です。

こんな手口にも要注意！

- 着なくなった着物を処分したいと思い買い取り業者を呼んだが、「貴金属も見せて」としつこく言われ、売る予定がなかった貴金属まで買い取られてしまった。
- 「ペースメーカーの材料に使うプラチナが不足して困っている。貴金属を持っていたら買い取りたい」という人が家に来た。人の命が助かるなら…と思いいくつかアクセサリを見せたところ、驚くほど安い金額で買い取られてしまった。

だまされないために！

- 訪問購入で飛び込みの勧誘は法律で禁止されている。呼んでいない業者が来たら、きっぱりと断ること。
- 業者に買い取りを依頼する場合には、一人で応対せず、家族や友人などに同席してもらう。
- 売るときには、必ず業者から契約内容が書かれた書面をもらう。
- 契約を交わした日から8日間は、商品の引き渡しを拒否できると法律で定められている。少しでも悩んだり不安に思っているのなら、8日間は品物を手元に置いておく。



振り込め詐欺

いわゆるオレオレ詐欺

警察や公的機関の職員を名乗る振り込め詐欺が増えて
います。「警察ですが、あなたの銀行口座が犯罪に使用さ
れています」などと電話をかけてきて、銀行員を装った
犯人がキャッシュカードや通帳などを自宅に取りに来ま
す。

だまされないために！

- 電話で警察や公的機関の職員な
どを名乗られても、安易に信用
しない。名前や所属を確認して一
度電話を切り、代表番号に電話
をかけて実在するかどうかを確
認する。



- 最近では、自宅にお金を取りに来たり、宅配便でお
金を送らせたりする「振り込まない振り込め詐欺」が
増加している。見ず知らずの人にお金や通帳、キャッ
シュカードなどは渡さない。



還付金詐欺

役所の職員を装い「お金が戻ります」と電話をかけて
きます。「今日中に手続きしないとお金を受け取れない」
などと急がせて、銀行やコンビニのATM（現金自動預
け払い機）に誘導し、お金を振り込ませます。

だまされないために！

- 役所や年金事務所などの公的機関が、個人に
ATMの操作をさせることは絶対にない。ATM
に行くよう指示されたら詐欺を疑う。
- 公的機関が還付金や給付のため
に手数料の振り込みを求め
ることはない。冷静になって、
役所や消費生活センターなど
に確認する。



日ごろから悪質商法・振り込

高齢者はねらわれている！

全国の消費生活センターに寄せられる高齢者からの相談は年々増加しています。また振り込め詐欺の被害者も、その8割が高齢者です。「私はまだまだ元気だから大丈夫!」「ねらわれるのはお金持ちだけ」などと油断をしている人はいませんか? 被害にあった人の多くが、「自分は大丈夫だと思った」と言っており、その油断が危険なのです。

残念なことです。高齢者のみなさんは誰もがねらわれています。「私は大丈夫」などと油断せず、「私たちはねらわれている!」という気持ちでいることが大切です。



ここが
危ない!

高齢者の被害の特徴

家にいるときに ねらわれる!

リタイアして家にいることが多い高齢者。悪質業者はその隙をねらい、訪問販売や電話勧誘をします。



「老後のお金の不安」に つけこまれる!

ほとんどの人が感じているであろう、「老後の資金は足りるかな…」という不安を利用し、「必ずもうかりますよ」「貯金しておくよりお金が増える」などと誘ってきます。



「孤独」が高齢者を だまされやすくする!

被害が特に深刻なのが、一人暮らしの高齢者や、近所づきあいが少ない高齢者です。相談できる人が身近にいないため、だまされやすくなってしまいます。



いわゆる「終活」関連の トラブルが急増!

最近、生前に葬儀や墓、遺産相続など、自分が死を迎えたときのための準備をしておく「終活」をする高齢者が増えており、それに関連したトラブルが増加しています。



め詐欺を撃退する心構えを！

悪質商法撃退のポイント

1

予定にない
訪問者を家に
入れない！



予定にない訪問者が来たら、ドアを開ける前に身分と用件を確認する。一度家に入れてしまえば、帰ってもらいにくくなるため、不要な訪問者は家に入れずに対応する。

2

セールスの電話は
「いいません」と
はっきり断って切る

あいまいな返事は禁物。常に留守番電話設定にしておき、必要な用件のときだけ電話に出たり、折り返し電話をかける方法も有効。

3

「うますぎる話」は
疑ってかかる



「絶対にもうかる」「後で高値で買い取る」など、「うますぎる話」を出されたら、まず詐欺を疑おう。

4

契約の前には必ず
誰かに相談しよう

高額な契約をするときは一人で決断せず、必ず家族や友人などに相談する。少しでも不安があったり迷ったりしたときは、必ず消費生活センターなどに相談する。

振り込め詐欺撃退のポイント

1

どんな電話を
受けても、
あわてず冷静に！

「交通事故を起こした」「借金の取り立てで監禁されている」などと言われ、あわててしまえば犯人の思うツボ。冷静に相手の話を聞くようにしよう。



2

お金を
振り込む前に、
必ず誰かに相談！

どんな理由であっても、誰かから「お金を振り込め」「お金を送れ」と言われたら、払う前に必ず家族や友人、警察、消費生活センターなどに相談する。

3

「ATM に行って」と
言われたら
詐欺を疑う

ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできない。お金をもらう話でATMに誘導されたら詐欺を疑おう。

4

警察・行政機関・銀行の
名前を出されても
安易に信用しない

必ず一度電話を切って、その団体の代表番号に電話で問い合わせる。



遠慮は無用!

気軽に 相談しましょう

悪質商法や振り込め詐欺の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいとは思ったんだけど、相談する相手もないし…」などという理由から相談できず、被害にあってしまうのです。

あなたのお住まいの地域にも、消費生活に関するさまざまなことを相談できる、消費生活相談窓口があります。「こんなことで相談していいのかしら」「相談するのが恥ずかしい」などと思わず、どんどん相談してください。それが被害を防ぐ最大のポイントです。



消費者ホットライン 188 (イヤヤ!)

お住まいの近くにある、消費生活センターなどの相談窓口につながります。

警察相談専用電話 # 9110

電話をかけた地域を管轄する警察総合相談室につながります。緊急の場合は 110 番へ。

高齢者のご家族、地域の人へ

高齢者の悪質商法被害・振り込め詐欺被害を防ぐためには、高齢者の家族や、地域の人^{ひんぱん}の見守りが大切です。何か悩んでいるみたい、見知らぬ訪問者が頻繁に来ている、あわてて銀行に行った、などの様子が見られたときは、「どうしたの?」「何か困っていますか?」と積極的に声をかけてください。そのひと言で、被害を未然に防ぐことができます。

